

対象患者数の推計方法(制度発足当時)

	制度発足時の推計方法	根拠	現時点での実績や評価等
全国の中皮腫患者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石綿の使用量170トンにつき1名の中皮腫患者が発生する」と仮定</li> <li>・潜伏期間を38年と仮定</li> </ul>	<p>Tossavainen氏の論文(2004) (米英独等11ヶ国(日本を含まない)の70年代早期の石綿使用量(単年)と95年以降の中皮腫罹患・死亡者数(単年)のデータを分析し使用量170トンに中皮腫1名との推計をしたもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年～20年の中皮腫死亡者数(全国) 推計 3,146人 実績 3,288人</li> <li>・患者数将来推計は改めて行う</li> </ul>
全国の石綿肺がん患者数	中皮腫の1.0倍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国の職業曝露者に関する報告(1～2倍)や労災制度の認定実績(0.7倍)を参考とした</li> <li>・職業曝露以外の者では職業曝露者より肺がん／中皮腫の比は低いと想定されたが、救済制度における曝露状況別の対象割合が不明であったため、仮に1.0としたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養者の中皮腫、肺がんの認定実績(制度発足～平成20年度累計) 中皮腫 1,718件 肺がん 431件</li> <li>・労災の認定実績(平成18年度～20年度) 中皮腫 2,060件 肺がん 1,788件</li> <li>・肺がんの申請数は少ないため、医療機関への啓発等に引き続き取り組む</li> </ul>
労災と石綿救済法の対象者の割合	中皮腫、肺がんとも5割ずつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリスの業務災害障害給付においては、中皮腫による全死亡者の約5割が対象となっている</li> <li>・肺がんについては資料がなかったため、仮に5割とした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7～20年の中皮腫死亡者における認定実績 労災 2,742人(45%) 石綿救済法 3,355人(55%)</li> <li>・救済法中皮腫被認定者の約半数が職業曝露以外の者であり、職業曝露以外の者は職業曝露者より肺がん/中皮腫の比が低いとみられる。このため、肺がんについては、救済制度の割合は5割より小さいと考えられる</li> </ul>